

### 3 所得の申告について

適正な課税や軽減の判定のために、世帯主およびその世帯に属する国保加入者の前年中の所得申告が必要です。この申告は国保に加入していない世帯主の申告も必要です。

#### 【所得の申告が必要な方】

茅野市の国保に加入している世帯の世帯主および被保険者（加入者）で、

- 前年中に収入（所得）があった方
- 前年中に収入（所得）がなく、控除対象配偶者や扶養親族になっていない方

#### 【所得の申告が必要ない方】

- 所得税の確定申告、市県民税（住民税）の申告をした方
- 給与収入（所得）のみの方で、給与支払報告書が勤務先から市区町村へ提出された方
- 公的年金以外に収入（所得）が無い場合で、公的年金支払報告書が年金機構等から市区町村へ提出された方
- 他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっている方

### 4 昨年度からの変更点

#### 課税限度額が変更になりました

保険税負担の公平を図るために課税限度額が3万円増額となります。

#### 【令和3年度】

医療分	支援金分	介護分
630,000円	190,000円	170,000円



#### 【令和4年度】

医療分	支援金分	介護分
650,000円	200,000円	170,000円

#### 未就学児の国民健康保険税が減額されます

子育て世代の経済的負担軽減を図るため、令和4年度から未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）の国民健康保険税の均等割額について2分の1が減額されます。

総所得金額等の合計額が一定額以下であり、均等割と世帯別平等割を軽減（7.5.2割）される場合でも今回の減額措置はさらに2分の1に減額するものです。

例えば、7割軽減世帯の未就学児の場合、残りの3割の2分の1を減額することから、8.5割軽減となります。

#### 〈未就学児1人に係る均等割額減額（年度額）〉

所得軽減措置世帯	均等割保険税		減額割合	
	減額なし	減額あり	減額なし	減額あり
軽減なし	26,700円	13,350円	軽減なし	5割軽減
7割軽減	8,010円	4,005円	7割軽減	8.5割軽減
5割軽減	13,350円	6,675円	5割軽減	7.5割軽減
2割軽減	21,360円	10,680円	2割軽減	6割軽減

※未就学児の人数によっては、税額端数処理のため、減額後均等割額が異なる場合があります。

No.535

# 国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322)



## 令和4年度 国民健康保険税の概要をお知らせします

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やケガをしたときに安心して医療費などの給付を受けられるように、公平に負担をお願いしています。

今月の国保だよりでは、令和4年度の国民健康保険税の算出方法と内容について解説します。

※以下から国民健康保険税を「国保税」と、国民健康保険を「国保」と省略します。

### 1 国保税の算出方法

国保税は



の3つから構成されています。介護分は40歳以上65歳未満の方にかかります。

それぞれ所得、資産から割り出した額と、加入者1人にかかる額、世帯ごとにかかる額を合計して年税額が決定します。令和4年度は以下の表のとおり計算します。

	医療分	支援金分	介護分
所得割 (令和3年の所得に対して計算)	(令和3年の総所得金額等—43万円) × 6.47%(税率)	(令和3年の総所得金額等—43万円) × 1.93%(税率)	(令和3年の総所得金額等—43万円) × 1.87%(税率)
資産割 (令和4年度の固定資産税額で計算)	茅野市の令和4年度の固定資産税額 × 13.0%(税率)	茅野市の令和4年度の固定資産税額 × 6.0%(税率)	茅野市の令和4年度の固定資産税額 × 5.7%(税率)
均等割 (固定額)	19,200円 × 世帯内の国保加入者数	7,500円 × 世帯内の国保加入者数	7,700円 × 世帯内の40歳以上65歳未満の国保加入者数
世帯別平等割 (世帯ごと一律)	20,000円	8,600円	6,000円
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円



医療分合計 + 支援金分合計 + 介護分合計（40歳以上65歳未満のみ）

国民健康保険税の年税額

※年度途中に加入、脱退した場合は加入月数に応じて月割り計算します。

### 2 国保税の納付

【納税義務者】 **納税義務者は世帯主です。**

世帯主が国保に加入していなくても納付書は世帯主あてに送付します。

【納税通知書】 令和4年度の納税通知書は、6月中旬に世帯主へ送付します。

【支払い回数】 支払いは通常、6月から翌年3月までの計10期です。1期あたりの納付額は、年税額をお支払い回数で割った額です。100円未満の端数は、初回に合算します。

【支払い方法】 現金払いまたは口座振り替え

現金払いの方は6月に送付される納付書でお支払いください。口座振り替えを希望の方は高齢者・保険課までお申し出ください。